No 212

発 行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

18-824-8989 FAX 018-824-8990

今月で、7月から実施している不当要求防止責任者講習の上半期の分11回が終了します。秋田市3回、大館市2回、横手市1回、能代市1回、大仙市1回、由利本荘市2回、湯沢市1回等各地で講習行い、約270人が受講することとなります。このコロナ禍で暴力団の「しのぎ」が厳しくなっているというニュースもありますので、何時不当要求に会うか分かりません。適切な対応を心がけましょう。 さて今月号では、不当要求防止対策の「具体的な対応要領」として「対応場所の選定」について説明しておりますので、参考にしてください。

## 具体的な対応要領(その3~対応場所の選定・Q&A)

- 1 具体的な対応要領
  - (3) 対応場所の選定
- Q その理由はなぜ?
- Q こちら側に落ち度がある 場合の対応は?
- Q 相手方の指定場所に行 かざるを得ない場合は?
- Q 他にいい手段はないか?

- 対応場所は応対者側に管理権のある場所を選定するのが基本
  - ・ 応対者側に落ち度がある場合以外では、相手方の求めに応じる必要性が高くないので、相手側から「自宅に来い。」などの申入れがあっても応じられない旨を伝え、こちらの指定する場所に相手方が来るように求める。
- A 悪質クレイマーとの交渉は面談の打ち切りが難しいが、応対者側に 管理権の有る場合は、まず相手側に退去を求め、退去に応じない場合 には不退去という犯罪が成立するので、交渉打ち切りの有利な手段を 持つことになる。
- A こちらに落ち度がある場合は、相手方に譲歩せざるを得ない場合もあるが、暴力や脅迫的な言動を控えさせるためには、相手方の管理権の 及ばない第三者の管理権のある場所で人目のある場所を選定し、複 数で対応する。
- A 複数で行くことはもちろん、上司等に定期的に携帯電話に連絡をもらい、応答がない場合は現地に駆けつけてもらうなどの申し合わせが必要。
- A そもそも本当に相手方が**指定する場所に行く必要があるのか**、慎重に判断すべき。

## < 暴追 ~他県の相談事例から~ >

〇 機関誌購読要求事案

相談人から、購読意志のない機関誌の購読要求に対する対処方法の相談が寄せられたため、購読拒否の意志表示を明確にし、内容証明付で返送する手続きについて具体的に指導助言した。

〇 暴力団幹部によるみかじめ料要求事案

相談者は「風俗店」をオープンさせたところ、「A」と名乗る暴力団風の男から「こういう稼業はあいさつに来るのが筋だろう。縄張り内でやっているんだから月のものを納めるのが当然だ。こっちも一人で来ているんだから俺の顔をつぶさないでくれ。月に3万から5万でいいから。」と執拗に挨拶料を要求されたことを暴追センターに相談に来た。センターが警察に引継ぎ、中止命令を発出した。

県民会議・相談専用電話 0120-893-184 (0120-ヤクザーイヤヨ)